

参 考 资 料

諮 問 書

27 総 人 第 85 号
平成 27 年 11 月 20 日

丸亀市男女共同参画審議会会長 様

丸亀市長 梶 正治

次期丸亀市男女共同参画プランの策定について（諮問）

丸亀市男女共同参画推進条例（平成 19 年条例第 26 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき次のとおり諮問いたします。

諮問

丸亀市においては、丸亀市男女共同参画推進条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 3 月に「第 2 次男女共同参画プランまるがめ」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に進めてまいりました。

この間、人口減少社会の本格的な到来、少子高齢化の加速度的な進行など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、まさに時代の大きな転換期を迎えています。

このような中、将来にわたって夢や希望を持ち続けられる社会を築いていくためには、男女がともにあらゆる場面で個性と能力を発揮し、ともに責任を担う、多様性に富んだ男女共同参画社会の実現が欠かせません。

現プランの期間が平成 28 年度をもって終了することから、次期プランを策定し、一層の取り組みを進めることが必要と考えます。そこで、次期丸亀市男女共同参画プランの策定について、貴審議会の意見を求めます。

答 申 書

平成 29 年 2 月 24 日

丸亀市長 梶正治 様

丸亀市男女共同参画審議会
会長 岡本恵子

「第 3 次男女共同参画プランまるがめ」(案) について (答申)

平成 27 年 11 月 20 日付 27 総人第 85 号で諮問のあった「次期丸亀市男女共同参画プランの策定について」について次のとおり答申します。

記

男女共同参画審議会は、次期丸亀市男女共同参画プランの素案策定に関し、平成 29 年 2 月 14 日まで 5 回の会議を開催し、国の第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）など男女共同参画社会の形成に向けた国内の動きや本市の現状と課題、市民ニーズなどを考慮しながら、慎重に審議を重ねました。

本諮問案は、平成 27 年 11 月 20 日の会議にて、次期プランの基本構想について、重点項目を最重要課題に絞り、今後 5 年間で確実に男女共同参画社会づくりを推進させるとの方向性を確認し、ワーキンググループ会議における市内企業や地域団体へのヒアリング実施など調査・研究を重ねた経過を尊重した原案となっており、その内容は丸亀市男女共同参画推進条例の基本理念にも適っており、おおむね妥当なもの認められます。

しかし、本市における男女共同参画推進の施策には今なお改善すべき点も多く、庁内における職員間の意識格差及び管理職の意識改革の遅れが男女共同参画プラン推進の弊害となっているケースも見受けられ、審議会でも問題視されたことをここに明記するとともに、丸亀市男女共同参画推進条例第 4 条に規定された市の責務を果たすことを希求します。

また、本市における主要施策に位置づけられている男女共同参画社会の実現を進めるためにも、現行プランの施策にて滞っているものについては庁内推進体制を一層強化することで是正されるよう強く求め、次期プランは、すべての職員のさらなる意識改革に基づき確実に実行されることを切に望みます。

なお、以下の提言に配慮されるとともに、審議の過程で各委員から出された意見も反映されるよう求めます。

1. 本プランでは、『男女のワーク・ライフ・バランスの推進』と『配偶者などからの暴力の根絶』を重点目標としました。

前者については、市内事業所に関わる「産業振興課」、地域コミュニティに関わる「市民活

動推進課」、子育てに関わる「子育て支援課」「幼保運営課」、介護に関わる「高齢者支援課」など特に関わりの深い担当課においては、男女共同参画室と連携の上、家庭、職場、地域における市民のワーク・ライフ・バランス推進の視点での事業展開を心がけてください。

また、後者については、DV対策ネットワーク会議などに関係する各課は、相談事業や支援事業にあたって、被害者の人権・個人情報保護に配慮し適切に対応してください。

この二つの重点目標については、今後5年間に取り組むべき重要課題であるため、目に見える形での成果を報告できるよう取り組んでください。

2. 丸亀市役所がイクボス宣言を行ったことは審議会でも評価しています。丸亀市は一事業所として、職員特に男性職員の育児休業取得促進に積極的に取り組み、市内事業所への模範となることで、本市におけるワーク・ライフ・バランス推進のスピードアップを図ってください。
3. 本プランの一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に定める「市町村推進計画」である「丸亀市女性活躍推進計画」として位置づけています。「丸亀市特定事業主行動計画」とともに確実に推進されることを期待します。
4. 本プランの一部は引き続き、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」である「丸亀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」として位置づけています。DVなどの被害は周囲から認識されにくいので、市民生活に密着した関係団体の構成員に対する理解促進が不可欠ですが、その対策は不十分です。各団体を担当する部署は、早急にDV防止への理解を深めるための事業に取り組んでください。
5. 「第三次丸亀市行政改革プラン」にて行政力の強化として管理職への女性の登用促進を挙げるなど、本市における様々な計画には男女共同参画の視点が入っているので、本プランと各計画とで連携・整合した推進を求めます。
6. 今後の市政運営においては、いかなる計画・施策・事業の企画・立案・実施に際してもその基本姿勢に男女共同参画の視点を持って取り組まなければなりません。丸亀市男女共同参画推進本部は、丸亀市男女共同参画推進条例を遵守してその責務を果たしてください。また、本条例が広く市民に普及するために、市長はじめ市職員及び市議会において、条例の基本理念の正しい理解を深めてください。
7. 男女共同参画推進における課題解決には旧来の行政手法と異なる観点が必要であり、とりわけ担当部署の部長、課長、室長には専門的な知識が欠かせません。男女共同参画について認識を深める職員研修の実施など様々な学習機会を設けるべく、格段の配慮を求めます。
8. 本プランを実効性あるものとし確実に推進するためにも、施策の進行状況を定期的に審議会に報告し、その意見を各課の事業に反映させてください。施策推進の遅れや停滞のある部署には、審議会への説明を要請します。

男女共同参画審議会委員名簿

(平成 27 年 9 月 30 日委嘱)

	名 前	専門分野など
会 長	岡本 恵子	男女共同参画プラン（1次・2次）策定委員
副会長	三好 守	かがわ男女共同参画推進員
	天野 裕子	かがわ男女共同参画推進員（平成 28 年 5 月 20 日委嘱）
	佐藤 友光子	四国学院大学社会学部教授
	十河 靖典	丸亀市 P T A 連絡協議会会長
	近澤 亨	丸亀商工会議所副会頭
	中島 久美子	公募委員
	中野 実千代	丸亀市母子愛育班連絡協議会会長
	中橋 恵美子	N P O 法人わははネット理事長
	奈良 忠雄	社会保険労務士事務所 C & C 代表
	引田 真人	かがわ男女共同参画推進員（平成 28 年 5 月 20 日委嘱）
	日高 幸子	丸亀市行政相談委員
	福岡 由紀子	丸亀市婦人団体連絡協議会会長
	松岡 繁	丸亀市コミュニティ協議会連合会理事
	溝渕 由美子	ゆめネットワーク会員
	三村 芳輝	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会会長

※敬称略。会長、副会長のほかは 50 音順。

※委員の役職などは平成 29 年 3 月現在のものです。

第3次プラン策定ワーキンググループ委員名簿

区分	名 前	専門分野、所属など
丸亀市男女共同参画審議会委員	岡本 恵子	男女共同参画プラン（1次・2次）策定委員
	佐藤 友光子	四国学院大学社会学部教授
	十河 靖典	丸亀市PTA連絡協議会会長
	近澤 亨	丸亀商工会議所副会頭
	中島 久美子	公募委員
	奈良 忠雄	社会保険労務士事務所C&C代表
	日高 幸子	丸亀市行政相談委員
	松岡 繁	丸亀市コミュニティ協議会連合会理事
	溝渕 由美子	ゆめネットワーク会員
丸亀市職員	志村 芳隆	市長公室政策課総括担当長
	林 弘樹	市長公室危機管理課主査
	奥村 登士美	健康福祉部高齢者支援課地域包括支援センター包括支援担当長
	繁 里伊	健康福祉部健康課成人保健担当長
	黒田 千絵	こども未来部子育て支援課副課長
	栗山 佳子	こども未来部幼保運営課課長
	新開 美沙子	生活環境部市民活動推進課副課長
	河野 正博	産業文化部産業振興課副主任
	佐岡 優子	産業文化部農林水産課副主任

※敬称略。審議会委員は50音順、市職員は組織順。

※委員の役職、所属などは平成29年3月現在のものです。

プラン策定の経過

実施年月日	内 容
平成 27 年 (2015 年) 6 月 15 日 6 月 16 日	平成 27 年度第 1 回男女共同参画推進本部幹事会 平成 27 年度第 1 回男女共同参画推進本部会 ・第 3 次プランの策定方針、策定スケジュールなどについて ・男女共同参画に関する市民・企業アンケートの実施について
8 月 3 日～24 日	男女共同参画に関する市民・企業アンケート実施 《市民アンケート》 対象：市内に在住する 20 歳以上の男女 3,000 人 有効回収数：1,186 人 有効回収率：39.5% 《企業アンケート》 対象：丸亀商工会議所、丸亀市飯綾商工会に所属する事業所の内、5 人以上の従業員がいる市内事業所 531 社 有効回数数：259 社 有効回収率：48.8%
11 月 20 日	平成 27 年度第 2 回男女共同参画審議会 ・市長から諮問 ・男女共同参画に関する市民・企業アンケート結果について ・第 3 次プランの策定方針、策定スケジュールなどについて ・第 3 次プラン策定ワーキンググループ (WG) 委員の選任について
平成 28 年 (2016 年) 2 月 9 日	第 1 回WG全体会議 ・第 3 次プラン策定に関する社会情勢について ・第 3 次プランの策定方針、策定スケジュールについて
2 月 29 日～4 月 19 日	WGによる、市内 9 事業所、4 コミュニティを対象としたヒアリング実施
3 月 11 日	WGとDV対策ネットワーク会議との意見交換実施
3 月 14 日 3 月 28 日	平成 27 年度第 2 回男女共同参画推進本部幹事会 平成 27 年度第 2 回男女共同参画推進本部会 ・第 2 次プランの推進状況について
3 月 22 日	平成 27 年度第 3 回男女共同参画審議会 ・第 2 次プランの推進状況について
5 月 10 日	第 2 回WG全体会議 ・第 2 次プランの取組の成果と課題について ・ヒアリングなどの結果について ・第 3 次プランの素案作成について

実施年月日	内 容
5月24日～6月29日	WG 1～3グループ別会議による素案作成 《1グループ》 5月24日、6月15日 《2グループ》 5月30日、6月22日 《3グループ》 5月25日、6月8日、29日
7月20日	第3回WG全体会議 ・第3次プラン素案の中間報告の内容について
8月15日 8月17日	平成28年度第1回男女共同参画推進本部会 平成28年度第1回男女共同参画推進本部幹事会 ・第3次プラン素案の中間報告について
8月29日	平成28年度第1回男女共同参画審議会 ・第2次プランの数値目標達成状況について ・第3次プラン素案の中間報告について
10月27日	平成28年度第2回男女共同参画審議会 ・「第3次男女共同参画プランまるがめ」(素案)について
11月17日 11月18日	平成28年度第2回男女共同参画推進本部幹事会 平成28年度第2階男女共同参画推進本部会 ・「第3次男女共同参画プランまるがめ」(素案)について
11月28日	「第3次男女共同参画プランまるがめ」策定に向けた市民フォーラム開催 (82人参加)
11月28日～12月28日	パブリックコメント実施 (8人から20件の意見が寄せられる)
平成29年(2017年) 2月14日	平成28年度第3回男女共同参画審議会 ・「第3次男女共同参画プランまるがめ」(素案)に対するパブリックコメントの結果と、意見に対する市の考え方について ・市長への答申(案)について
2月24日	市長に答申
3月21日	平成29年3月第1回定例庁議(※) ・「第3次男女共同参画プランまるがめ」決定

(※) 庁議の構成員は、男女共同参画推進本部会と同じです。

男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界	日本	香川県
	1945(S20) 「国際連合」設立 1946(S21) 「婦人の地位向上委員会」設置 1948(S23) 「世界人権宣言」採択 1967(S42) 「婦人に対する差別撤廃宣言」採択 1968(S43) 第1回国際人権会議(テヘラン)	1946(S21) 「日本国憲法」公布	1959(S34) 「婦人活動推進本部」「香川県婦人懇談会」設置
1975(S50)	・国際婦人年(目標:平等・発展・平和) ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)／「女性の地位向上のための世界行動計画」採択	・「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」「婦人問題企画推進会議」設置	
1976(S51)	・「国連婦人の十年」(1976年～1985年)	・「民法等の一部を改正する法律」施行	
1977(S52)		・「国内行動計画」策定	
1979(S54)	・「女子差別撤廃条約」採択		
1980(S55)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)／「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名	
1981(S56)	・「女子差別撤廃条約」発効	・民法及び家事審判法の一部改正 ・「国内行動計画後期重点目標」策定	・「第2次県民福祉総合計画」に「婦人対策の推進」位置づけ ・「香川県婦人懇談会」再発足
1982(S57)			・「婦人行動計画」策定 ・「婦人対策推進本部」再発足
1983(S58)			・「香川県各種婦人団体懇話会」設立
1984(S59)	・「国連婦人の十年世界会議」のためのESCAP地域政府間準備会議(東京)		
1985(S60)	・「国連婦人の十年」最終年世界会議(ナイロビ)／「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 ・「女子差別撤廃条約」批准 ・ナイロビ世界会議政府間会議参加	・「第3次県民福祉総合計画」に「婦人の地位向上」についての課題を明示 ・ナイロビ世界会議・NGOフォーラムへ各種婦人団体懇話会代表5名を派遣

年	世界	日本	香川県
1986 (S61)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国民年金法」一部改正／女性の年金権の確立 ・「男女雇用機会均等法」施行 	
1987 (S62)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	
1988 (S63)			<ul style="list-style-type: none"> ・「香川女性のための新行動計画」策定
1990 (H2)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・「21世紀長期構想」に「男女共同参加の促進」を明示
1991 (H3)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 	
1992 (H4)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連環境開発会議(地球サミット)」(リオデジャネイロ)／「リオ宣言及びアジェンダ21」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画型社会へ向けての香川行動計画」策定 ・「民生部婦人児童課女性対策推進室」設置
1993 (H5)	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権会議(ウィーン)／「ウィーン宣言及び行動計画」採択(国連総会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」施行 	
1994 (H6)	<ul style="list-style-type: none"> ・「開発と女性」に関するアジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)／「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ・国際人口開発会議(カイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画推進本部」「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置 	
1995 (H7)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会開発サミット(コペンハーゲン)／「コペンハーゲン宣言及び行動計画」採択 ・第4回世界女性会議(北京)／「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」改正／介護休業制度の法制化 	
1996 (H8)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の商業的性的搾取に反対する世界会議(ストックホルム)／「ストックホルム宣言及び行動アジェンダ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「21世紀長期構想事業計画」策定 ・「男女共同参画推進本部」「生活環境部青少年女性課女性政策室」「香川県女性懇談会」設置 ・女性の参政権行使50周年記念事業「かがわ女性フェスティバル」開催
1997 (H9)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童労働に関する国際会議(オスロ)／「行動のための課題」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画審議会設置法」施行 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働省婦人局婦人少年室」を「労働省女性局女性少年室」に改称 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会へ向けての香川行動計画(改定)」策定 ・「香川県各種婦人団体懇話会」を「香川県各種女性団体協議会」に改称

年	世界	日本	香川県
1998 (H10)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申 ・「特定非営利活動促進法(NPO法)」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性有識者名簿」作成
1999 (H11)	<ul style="list-style-type: none"> ・ESCAPハイレベル政府間会議(バンコク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行 ・「児童買春・ポルノ禁止法」施行 	
2000 (H12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)／「政治宣言」及び「成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険法」施行 ・「都道府県労働局」設置、「女性少年室」を「雇用均等室」に改称 ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策」答申 ・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「ストーカー規制法」施行 ・「児童虐待防止法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活環境部青少年女性課男女共同参画推進室」設置 ・新世紀基本構想「みどり・うるおい・にぎわい創造プラン」策定
2001 (H13)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画局」「男女共同参画会議」設置 ・第1回男女共同参画週間 ・「DV防止法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「香川県男女共同参画推進委員会」設置 ・「かがわエンゼルプラン21」策定 ・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施 ・「仕事と家庭の両立支援調査」実施 ・「かがわ男女共同参画プラン」策定
2002 (H14)	<ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な開発に関する世界首脳会議(地球サミット)」(ヨハネスブルグ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正育児・介護休業法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策部青少年・男女共同参画課」設置 ・「香川県男女共同参画推進条例」施行 ・「配偶者暴力相談支援センター」設置 ・「香川県男女共同参画審議会」「男女共同参画相談室」設置 ・各市町に「かがわ男女共同参画推進員」配置
2003 (H15)		<ul style="list-style-type: none"> ・「健康増進法」施行 ・男女共同参画推進本部が「女性のチャレンジ支援策」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「総務部青少年・男女共同参画課」設置
2004 (H16)		<ul style="list-style-type: none"> ・「改正児童買春・ポルノ禁止法」施行 ・「改正児童虐待防止法」施行 ・「改正DV防止法」施行 	

丸亀市については、合併後の動きを記載しています。

年	世界	日本	香川県	丸亀市
2005 (H17)	・「北京+10」(第49回国連婦人の地位委員会) (ニューヨーク)	・「改正育児・介護休業法」施行 ・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」答申 ・男女共同参画基本計画に関する専門調査会「社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)の表現等についての整理」答申 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	・新世紀基本構想「みどり・うるおい・にぎわい創造プラン」後期事業計画策定 ・「次世代育成支援行動計画」策定	・新「丸亀市」において、「企画財政部企画課男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画都市宣言」議決
2006 (H18)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「かがわ男女共同参画プラン」(後期)策定 ・「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定 ・「かがわ農山漁村男女共同参画ビジョン」策定 ・「かがわ男女共同参画相談プラザ」設置	・「男女共同参画プランまるがめ」策定 ・男女共同参画都市宣言記念事業実施
2007 (H19)		・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・「DV防止法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「総務部県民活動・男女共同参画課」設置	
2008 (H20)		・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出		・男女共同参画推進条例制定記念講演会開催 ・「丸亀市男女共同参画推進条例」施行
2009 (H21)		・「育児・介護休業法」改正	・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施	
2010 (H22)	・ESCAP「北京行動綱領実施」に関するハイレベル政府間会合(「バンコク宣言」採択)	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定	・「香川県次世代育成支援行動計画」(後期計画)策定	
2011 (H23)	・UN Women正式発足	・「改正次世代育成支援対策推進法」施行	・「第2次かがわ男女共同参画プラン」策定 ・「第2次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定	・「第2次男女共同参画プランまるがめ」策定 ・「総務部人権課男女共同参画室」設置

年	世界	日本	香川県	丸亀市
2012 (H24)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定		
2013 (H25)		・若者・女性活躍推進フォーラム提言 ・「DV防止法」改正		
2014 (H26)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「改正次世代育成支援対策推進法」施行	・「香川県健やか子ども支援計画」策定	
2015 (H27)	・第59回国連婦人の地位委員会（「北京」+20）記念会合（ニューヨーク）	・「女性活躍推進法」成立 ・「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・「政策部男女参画・県民活動課」設置 ・「第3次かがわ男女共同参画プラン」策定	・丸亀市役所「イクボス宣言」実施 ・男女共同参画都市宣言10周年記念事業実施
2016 (H28)		・「育児・介護休業法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正	・「第3次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定	
2017 (H29)			・「かがわ働く女性活躍推進計画」策定	・「第3次男女共同参画プランまるがめ」策定

丸亀市
男女共同参画都市宣言

すべての人は 男女の枠を超え その人らしく
自立して生きるために 自らの意思で あらゆる
分野に参画する機会を持ち 等しく責任を負います

市民一人ひとりの主体的で多様な生き方を尊重し
男女がともに生き生きと暮らせるまちをめざして

ここに丸亀市は「男女共同参画都市」
を宣言します

(平成 17 年 12 月 1 日議決)

丸亀市男女共同参画推進条例

平成 19 年 9 月 25 日 条例第 26 号

目次

前文
第 1 章 総則(第 1 条―第 6 条)
第 2 章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第 7 条・第 8 条)
第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 9 条―第 18 条)
第 4 章 雑則(第 19 条)
附則

前文

緑広がる讃岐平野にそびえる飯野山、その麓を土器川が瀬戸内海へと静かに流れていきます。豊かで穏やかな自然風土の中で、歴史を刻み、文化が育まれてきました。私たちは、ここに生きるすべての男女が、生き生きと安心して暮らせるまちの実現を願っています。

日本国憲法にうたわれた個人の尊重と男女平等の理念の下、丸亀市においても男女共同参画都市を宣言し、市民と共に様々な取組を進めてきました。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識等を反映した多くの課題が残されており、なお一層の努力が求められています。

また、少子高齢化の進展、価値観の多様化等社会情勢の急速な変化に対応するためには、男女が互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、自らの意思であらゆる分野に参画し、個性と能力を発揮できる男女共同参画のまちづくりが重要になっています。

ここに私たちは、丸亀市における男女共同参画を推進するための基本理念を明らかにし、市、市民及び事業者が協働して、互いのたゆみない努力により、真の男女共同参画社会を築くことを決意して、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、丸亀市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策を定めるこ

とにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤、通学するすべての者又は市内において活動を行う市民活動団体(信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例(平成 19 年条例第 6 号)第 2 条第 5 号に規定する市民活動を行う団体をいう。)をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行うすべての個人又は法人をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者その他市民活動団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における家庭生活以外での

あらゆる活動とを両立できるようにすること。

- (5) 男女が、それぞれ互いの性に関する理解を深めることにより、生涯にわたる性と生殖に関する事項について自らが決定する権利が尊重され、共に健康な生活が営まれること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置づけ、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して取り組むものとする。
- 3 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深めるとともに、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女の対等な参画機会を確保し、雇用上の格差を解消するとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動とを両立できる就業環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に参画するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動によって相手方を不快にさせ、生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。)
- (3) ドメスティック・バイオレンス(配偶者、恋人等の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為をいう。)

(情報の表示に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に情報を表示する場合において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現及び過度な性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、男女共同参画計画を定めるときは、市民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講じるとともに、丸亀市附属機関設置条例(平成17年条例第19号)に基づく丸亀市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

- 4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(広報啓発活動)

第10条 市は、市民及び事業者が男女共同参画に関する関心を高め、理解を深めるよう、広報啓発活動を行うものとする。

(教育の充実、学習の推進)

第11条 市は、学校教育及び社会教育の場において、市民の男女共同参画に関する理解を深めるため、教育の充実、学習の推進その他必要な措置を講じるものとする。

(推進体制等の整備)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、拠点施設の整備に努めるものとする。

(市民及び事業者の活動支援)

第13条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動について、情報の提供、人材の育成その他必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進のために必要と認めるとき

は、市民及び事業者と会議を開催し、又は事業者に対して男女共同参画の状況について報告を求めることができるものとする。

(家庭生活における活動と他の諸活動の両立支援)

第14条 市は、男女が共に家庭生活における活動と職場、学校、地域等における家庭生活以外での活動とを両立することができるよう、必要な支援を行うものとする。

(積極的改善措置)

第15条 市は、あらゆる分野の施策において、男女の参画する機会に格差が生じないよう積極的改善措置を講じるものとする。

2 市は、附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員を委嘱し、又は任命するときは、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を定め、効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(実施状況の公表)

第17条 市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

(相談及び苦情への対応)

第18条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関して、市民又は事業者から相談があったときは、関係機関と連携して適切に対応するものとする。

2 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関して、市民又は事業者から苦情の申出があったときは、適切な措置を講じるものとする。

3 市は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

公布 平成 11 年 6 月 23 日 法律第 78 号

改正 平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号

改正 平成 11 年 12 月 22 日 法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もっ

て男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会に

おける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会

の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査

し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 基本方針等(第 5 条・第 6 条)
- 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針(第 7 条)
 - 第 2 節 一般事業主行動計画(第 8 条—第 14 条)
 - 第 3 節 特定事業主行動計画(第 15 条)
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表(第 16 条・第 17 条)
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第 18 条—第 25 条)
- 第 5 章 雑則(第 26 条—第 28 条)
- 第 6 章 罰則(第 29 条—第 34 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な

提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活

における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第 3 項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第 4 項から第 6 項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第 9 条 厚生労働大臣は、前条第 1 項又は第 7 項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第 10 条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第 20 条第 1 項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」とい

う。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等と同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第 11 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第 9 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第 9 条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 12 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚

生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 48 条の 3、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の 2 の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 13 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第 14 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 15 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも 1 回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 16 条 第 8 条第 1 項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第 8 条第 7 項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 17 条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第 18 条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第 19 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第 20 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第 21 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 23 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第 18 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

- (2) 学識経験者
(3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
(2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の25の次に次の1号を加える。

20の26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第5条第1項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
------------	--

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

最終改正 平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等(第 2 条の 2・第 2 条の 3)

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等(第 3 条―第 5 条)

第 3 章 被害者の保護(第 6 条―第 9 条の 2)

第 4 章 保護命令(第 10 条―第 22 条)

第 5 章 雑則(第 23 条―第 28 条)

第 5 章の 2 補則(第 28 条の 2)

第 6 章 罰則(第 29 条・第 30 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者

からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等(基本方針)

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、

就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関

する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日まで、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第 1 項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 3 号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が 15 歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第 1 項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 4 号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危

害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の 15 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又

は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治 41 年法律第 53 号)第 58 条ノ 2 第 1 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するもの

とする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の

申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し

口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間

の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの
- (2) 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者(第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令(前条において読み替えて準用する第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項(第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項(第 28 条の 2 において準用する第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

(以下略)

用語説明

【育児・介護休業法】

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。平成4年（1992年）に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して平成7年（1995年）に制定されました。平成13年（2001年）に休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止、平成16年（2004年）には育児・介護休業の対象労働者の拡大や子の看護休暇制度の創設、平成21年（2009年）には子育て中の短時間勤務制度と所定外労働の免除の義務化や、父親の育児休業の取得促進などを盛り込んだ改正が行われました。また、平成28年（2016年）には介護をしながら働く人や、有期契約労働者が育児・介護休業を取得しやすくするための改正が行われました。

【イクボス】

職場で共に働く部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の結果も出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者、管理職）のことをいいます。

【インフォーマルサービス】

介護保険制度に基づかないサービスのことをいいます。例えば、NPO法人、ボランティアグループ、民間企業などによる買い物支援、見守り、ごみ出しなど。

【M字カーブ】

日本の女性の労働力率（15歳以上の人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者））の割合を年齢階級別にグラフ化すると30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。

【かがわ男女共同参画推進員】

男女共同参画社会の形成と、豊かで活力のある地域社会の実現のため、香川県知事の委嘱を受けて活動している人。任期は2年。県内市町に配置され、本市では3人の方が活動しています。

【家族経営協定】

家族経営が中心の農業における女性の地位向上や後継者の確保、民主的な家族関係の確立を目指して、農業経営を担っている家族が話し合い、農業経営の方針、収益の分配方法、労働時間や休日などの就労条件、経営移譲などについてのルールを文書で取り決めたものをいいます。

【キャリア教育】

主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身につけ、将来、社会人、職業人として自立していくことができるようにするための教育をいいます。

【合計特殊出生率】

一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す指標で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものをいいます。

【固定的な性別役割分担意識】

「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」などのように、性の違いによって役割や能力、活動分野などを決める考え方や意識をいいます。また「男らしさ、女らしさ」を求めることも、男女それぞれの役割への期待が反映されていると考えられます。一人ひとりの持つ個性や能力などの違いとは無関係に性別によって決めつけることから、個人の柔軟な発想や意欲を損なうだけでなく、生き方や働き方をも制約する要因となっています。

【ジェンダー】

社会的、文化的に形成された性別。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）があ

ります。一方、社会通念や慣習の中には、社会や文化によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的、文化的に形成された性別」（ジェンダー）といいます。「社会的、文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

【次世代育成支援対策推進法】

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、一般事業主に対して、平成 17 年度（2005 年度）から 10 年間で集中的・計画的に推進する事業主行動計画の策定を義務づけた法律です。平成 20 年（2008 年）の改正により、平成 23 年（2011 年）4 月から、義務づけられる企業規模が、常時雇用する労働者 301 人以上から 101 人以上に拡大されました。また、平成 26 年（2014 年）の改正により、法律の有効期限が 10 年間（平成 36 年度（2024 年度）まで）延長されました。

【女性活躍推進法】

正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現させるため、国、地方公共団体、一般事業主それぞれの女性の活躍推進に関する責務などを定めた法律です。この法律は平成 27 年（2015 年）に成立し、平成 37 年度（2025 年度）を有効期限とする時限立法です。平成 28 年（2016 年）4 月から、常時雇用する労働者 301 人以上の企業と、雇用主としての国や地方公共団体は、事業主行動計画の策定・公表などが義務付けられ、同様のことが常時雇用する労働者 300 人以下の企業にも努力義務とされています。

【ストーカー行為】

同一の人に対して一方的に恋愛感情や関心を抱き、執拗に「つきまとい等」を繰り返し、相手に迷惑や攻撃、被害を与える行為をいいます。

【性的指向】

人の恋愛、性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものをいいます。具体的には、恋愛、

性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

【性同一性障がい】

生物学的な性と性別に関する自己意識が一致しないため、社会生活に支障がある状態をいいます。

【セクシュアル・ハラスメント】

性的な嫌がらせのことであり、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示、性的な冗談やからかいなど、様々な態様のものが含まれます。

【瀬戸内中讃定住自立圏】

人口定住の促進のため、中心市宣言を行った市（丸亀市）と、連携市町（善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町）で、それぞれの役割を分担し、協力しながら、安心して暮らせる地域、魅力あふれる地域の形成を目指しています。

【相対的貧困率】

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯員の割合をいいます。

【ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）】

Social Networking Service の略。友人、知人などの社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのことをいいます。

【男女共同参画社会】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。

【男女共同参画社会基本法】

平成 11 年 (1999 年) に施行された法律です。男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を形成するため、基本理念、国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本となる事項を定めています。

【男女雇用機会均等法】

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。職場において、男女の意欲や能力に応じた均等な待遇を確保するため、昭和 61 年 (1986 年) に施行されました。平成 11 年 (1999 年) には、募集・採用、配置・昇進などにおける女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法が、平成 19 年 (2007 年) 4 月からは、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産などを理由とする不利益取扱いの禁止などを盛り込んだ改正法が施行されました。また、平成 29 年 (2017 年) 1 月からは、上司・同僚からの職場における妊娠・出産などに関する嫌がらせを防止する措置が事業主に義務づけられる改正法が施行されました。

【DV防止法】

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。家庭内に潜在していた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等を実現させるため、夫やパートナーなどからの暴力の防止と、被害者の保護・支援を目的とした法律で、平成 13 年 (2001 年) に制定されました。平成 16 年 (2004 年) には、「配偶者からの暴力」の定義の拡大や都道府県に対する基本計画策定の義務化、平成 19 年 (2007 年) には、市町村に対する基本計画策定、配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化、平成 25 年 (2013 年) には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力とその被害者についても法の適用対象が準用されるなどの改正が行われました。

【デートDV】

交際相手 (別れた相手も含む) からの暴力を

いいます。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、メールチェック、行動を監視するなどの精神的暴力、借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、性的行為を強要するといった性的暴力など、様々な形があります。

【ドメスティック・バイオレンス (DV)】

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人からふるわれる暴力のことをいいます。暴力には身体的暴力 (殴る、蹴るなど) だけでなく、精神的暴力 (長時間の無視、大声で怒鳴るなど)、経済的暴力 (生活費を渡さないなど)、社会的暴力 (人との付き合いを制限するなど)、性的暴力 (性的行為の強要など) も含まれます。

【認知症カフェ】

認知症の人と家族、医療や介護の支援を必要とする人たち、地域の人たち、だれでも参加できる集いの場のことをいいます。

【認定農業者】

農業経営基盤強化促進法に基づき、自らが作成する「農業経営改善計画」を市町村に認定された農業経営者のことをいいます。

【ファミリー・サポート・センター】

乳幼児や小学生の子どもがいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人 (おねがい会員) と、育児の援助を行いたい人 (まかせて会員) が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業をいいます。

【フォローアップ】

追跡調査。継続監視。

【ポジティブ・アクション (積極的改善措置)】

過去における社会的、構造的な差別によって現在不利益を被っている集団 (女性や少数民族など) に対して、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等の実現を目的とした暫定的な特別措置をいいます。政治や就学、就労などの参画の機会を確保するため、割り当て制や目標値の設定などがあります。

【マタニティ・ハラスメント】

妊娠、出産、育児休業などを理由とする、解雇、雇い止め、降格などの不利益な取り扱いを行うことをいいます。

【メンタルヘルス】

心の健康。

【ユニバーサルデザイン】

すべての人のためのデザイン（企画、計画、設計）という意味で、ものづくりやまちづくりを行っていくうえで、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が安全に快適に利用できるように配慮したデザインを基本とする考え方をいいます。

【ライフスタイル】

衣食住だけでなく、行動様式や価値観なども含めた生活の仕方、考え方をいいます。

【ライフステージ】

出生、就学、就職、結婚、出産、子育て、退職などの年齢に伴って変化する生活段階のことをいいます。

【リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）】

個人、特に妊娠・出産という仕組みを持つ女性が、生涯にわたって主体的に自らの健康の保持増進と自己決定を行うこと、そのための身体的、精神的、社会的な諸権利が基本的人権として保障されていることをいいます。安全な性生活、いつ何人子どもを産むか産まないかを選択する自由、安全な妊娠・出産、性暴力や差別・強制を受けないことなどが含まれています。

【労働基準法】

賃金、労働時間その他の労働条件についての均等待遇や男女同一賃金の原則などを規定し、昭和 22 年（1947 年）に施行されました。平成 11 年（1999 年）には、男女雇用機会均等法の改正にあわせ、女性の職域拡大を行い、男女の均等な取り扱いを一層促進する観点から、女性に対する深夜労働や残業、休日労働の制限が撤廃

されました（母性保護などの規定は除く）。

【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）】

だれもがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指します。